

本世界購買条件（「条件」）は、A.E.S. Engineering Limitedおよびそのすべての関連会社、子会社、部門（総称して「買主」）による商品またはサービス（「商品」）のすべての購入に適用されるものとします。買主と売主は、買主が発行した発注書（「PO」）に記載されている当事者である。POは、本製品を購入するための買主の排他的な申し出を構成し、本規約を組み込むものとする。

**1.条件の受諾：** 売主は、POが売主の本条件の受諾を条件としていることを認める。 売主がPOを受諾すること、支払いを受諾すること、POの履行を開始すること、サービスを開始すること、商品を生産または出荷すること、または適用法のもとで受諾を構成する行為、声明、または行動の経過のうち、いずれか早い時点で、本規約を受諾するものとする。 売主は、本規約がPOを拘束し、本規約により売主によって見積もりが受諾されたときみなされる、または注文がなされたときみなされるその他一切の条件が排除されることに同意する。本規約は、買主と売主の権限のある代表者が署名をなした同時またはその後作成される書面による合意がある場合を除き、修正、補足、変更または修正することはできない。

**2.価格と支払い：** 買主から売主に供給され、売主によって部品に変換されるすべての原材料を原価で請求することは、買主の選択によるものとする。このような費用は、製品の最終的な販売価格において、売主によって請求されます。製品の価格は、POに記載されているとおりとし、別段の記載がない限り、付加価値税は含まず、その他すべての料金を含むものとする。支払いは、買主が書面で別途合意した場合を除き、有効なVAT請求書を受領後、納品月の月末から60日以内に行うものとする。

**3.引渡し：** 売主は、POで指定された期日に本製品を引き渡さなければならない。納期は厳守されなければならないものとする。理由の如何を問わず、売主が指定された期日内に本製品を納品できない場合、売主は買主に対し、遅滞なく、引渡しの日延の延長を請求する意向を書面で通知するものとし、買主は売主に対し、その裁量で、ただしその権利を損なうことなく、これを認めることができる。本製品またはその一部が、POで指定された期日（または買主が認めた当該期日の延長）内に引き渡されなかった場合、買主は、未引渡しの本製品、およびPOに基づき既に引き渡されたが、未引渡しの本製品が引き渡されなかったために効果的かつ商業的に使用することができないその他の本製品に関して、POを解除する権利を有するものとする。かかる解除において、買主は以下の権利を有するものとする：(a)すでに納品されたが、前述のとおり効果的かつ商業的に使用することができない製品を、売主の費用負担で売主に返し、当該製品に関して買主が支払った金銭を売主から回収すること；(b) POが解除された製品の代わりに他の製品を入手するために買主が合理的に負担した合理的な追加費用を売主から回収すること。

通常の輸送条件下で、目的地に良好な状態で到着するよう適切に梱包され、固定された製品は、買主の指示がない限り、売主が買主の工場に、送料を支払い、POに指定された方法で引き渡さなければならない。請求書には買主のPO番号を記載しなければならない。この番号を明記した荷造りメモを商品と一緒に納品場所に送付し、POで指定された納品先には、発送日に別途通知書を送付しなければならない。買主の同意がない限り、梱包資材や容器の料金は認められない。売主は、仕向け国への本商品の輸入を規制する法律または規制を遵守し、関税を支払う責任を負うものとする。

売主が指定された納品時期に従って商品を生産できなかった場合、売主は買主に対し、要求に応じて（または買主は売主への支払いから差し引くことができる）、当該商品の支払価格の1%を、1週間の遅延ごとに、最大10%まで、予定損害賠償として支払うものとする。両当事者は、これらの金額が買主に発生した純損失であると推定することを確認する。売主は、買主の書面による明示的な同意がない限り、納品に指定された期日以外の追加日数を認められないものとする。

**4.保証：** 売主は、本製品が以下のとおりであることを保証する：(a)品質、数量、仕様のすべてにおいて、注文書に記載された内容に適合すること；(b)良質な材料と仕上がりであること。(c) POに指定されている標準または性能を満たすことができること；(d) POに明示的または黙示的に要求される目的が記載されている場合、その目的に適合していること；(e) 法令、法定規則、命令、またはそれらが供給される時点で施行されている法律の効力を有するその他の文書のすべての関連要件にすべての点で適合していること；(f) すべての先取特権および担保がなく、売主がそれらに対して良好かつ市場性のある権原を持っていること；および (g) 第三者が保有する知的財産権を侵害または不正流用

していないこと。本第4条に基づく買主の権利は、法律により買主に黙示される法定条件に追加される。

**5.検査および試験：** 製品を送送する前に、売主は、買主の規定がある場合、製品が適合しているかどうかを入念に検査および試験するものとする。売主は、買主の指示がある場合、当該試験について買主に合理的な通知を行うものとし、買主は当該試験において代理人となる権利を有するものとする。売主はまた、買主の要求があれば、売主が真実の写しであると証明した売主の試験結果の写しを買主に提供するものとする。買主は、製造中および保管中、または納品後合理的な期間内に製品を検査および試験する権利を有し、買主の要求を満たさない可能性のある供給品および/または実施された作業を拒否することができる。買主がこの権利を行使する場合、売主は、買主の要請があれば、買主が合理的に必要とするすべての設備を提供するか、または提供させるものとする。いかなる製品も、商品および/または作業が買主の要件を満たしている旨の証明書が売主から買主に提供されるまでは、買主によって受領されたとはみなされないものとする。

**6.補償と保険：** 売主は、コモナー上または法令上、買主が被る可能性のあるすべての損失、訴訟、費用、請求、要求、費用、および責任（以下に関するものを含むが、これらに限定されない）について、買主を補償するものとします：(a) 仕上がり、品質、材料の欠陥、(b) 商品の使用、製造、供給に起因する知的財産権の侵害、または侵害の申し立て；(c) 買主の従業員や代理人、または顧客や第三者が被った責任、損失、損害、傷害、費用、または出費に関して買主に対してなされた請求で、そのような責任、損失、損害、費用、または出費が、売主によるPOの条件の直接的または間接的な違反または過失による履行、不履行、遅延の結果として、本製品に起因、関連、または発生したもの。売主は、公的責任保険カバーを含む売主の保険義務を果たすため、信頼できる保険会社と十分な保険契約を結ぶものとする。売主は、本第6条の売主の補償から生じるすべてのリスクに対して保険をかけるものとする。そのような保険の十分な証拠と現在の保険料の支払いは、要求に応じて買主に示すものとします。契約、保証、不法行為（過失を含む）、補償、厳格責任、法令、その他に基づくか否かを問わず、POに関する買主の責任総額は、特定の商品のPO価格を超えないものとします（買主が支払った金額の回収、すべての損害、費用、経費に対する責任を含む）。

いかなる場合においても、買主は以下の責任を負わないものとします：(a) 使用の損失（直接的または間接的）、(b) 実際のまたは予想される利益の損失（直接的または間接的）、(c) 収益の損失、生産の損失、または事業の損失（直接的または間接的）、(d) 営業権の損失、評判の損失、または機会の損失（直接的または間接的）、(e) 予想される貯蓄の損失またはマージンの損失（直接的または間接的）、(f) データの損失または損害、または破損；(g) あらゆる種類の特別損害、間接的損害、派生的損害、懲罰的損害、またはその他の損害、(h) 買主または他者によって行われたか否かにかかわらず、設計またはエンジニアリングの欠陥、または (i) 問題の製品の価格を超える金額、過失によるものを含むがこれらに限定されない、および/または本規約に基づく買主の義務の違反、欠陥、履行遅延から生じる、あらゆる原因によるもの。

**7.解約：** 買主は、いつでも、いかなる理由であっても、売主に書面で通知することにより、POの全部または一部を解除する権利を有するものとし、その場合、POに関するすべての作業は中止されるものとし、買主は、売主に対して、解除時の仕掛品に対する公正かつ合理的な報酬を支払うものとする。買主は、以下の場合、売主に書面で通知することにより、いつでもPOを直ちに終了する権利を有するものとする：(a) 売主が、発注条件のいずれかに重大な違反を犯した場合；(b) 売主が、破産、管財、仮清算、債権者との和解または整理（支払能力のある再建に関連するものを除く）、清算（支払能力のある再建を目的とする場合を除き、自発的であるか裁判所の命令によるかを問わない）、資産の管財人の選任、または事業の停止を行った場合；(c) 売主が事業を停止するか、停止する恐れがある場合。(d) 売主の財務状況が、買主の合理的な見解において、POに基づく義務を履行する売主の能力が危うくなる程度に悪化した場合。

POの終了は、それがいかなるものであっても、終了前に発生した買主の権利および義務を損なうものではない。終了後に明示的または黙示的に効力を有する条項は、終了にかかわらず引き続き執行可能であるものとする。売主の重大な違反または支払不能による契約解除の場合、買主は同様の製品を他で購入するか、契約またはその他の方法で製品の製造と納品を確保することができ、売主は買主が負担した超過費用について責任を負うものとする。

**8.買主の財産：** POに関連して買主から提供された、または売主が買主のために作成した、または入手したすべての情報および財産（パター

ン、金型、その他の金型または材料、設計権、図面、設計、仕様書、データ、設備、ソフトウェア、製品製造情報、知的財産、および関連するメタデータを含むがこれらに限定されない)については、買主の唯一の財産とし、要求に応じて良好な状態で返却できるものとする。売主は、買主から売主に送られたすべての財産に保険をかけ、そのような財産をすべて整然かつ良好な状態に維持し、売主が保管している間のすべてのリスクに対して保険をかけるものとする。POが、買主の所有物、または買主が責任を負う所有物の材料や部品の加工、処理、または処理を要求する場合、買主は、売主の保管中にそのような材料や部品が破壊されたり、損傷したり、もともと製造された目的に適さなくなった場合、その費用を売主に請求する権利を留保する。売主は、買主が事前に書面で明示的に許可した場合を除き、いかなるときも買主への製品の供給以外の目的のために、またはそれに関連して、そのような財産を使用してはならず、また財産を他の者が使用することを許可したり、故意に許可してはならないものとする。本規約のいかなる条項も、買主の情報または財産に対する所有権を譲渡したり、ライセンスを構成したりするものではない。製品または財産から発生する、または発生するすべての発明または発見に関する既存および将来のすべての権利、権原、および利益は、法律で許容される最大限の範囲において買主に帰属するものとする。買主のすべての知的財産および商標(買主が売主に製品またはその包装に貼付するよう要求する商標を含むがこれに限定されない。)は、買主が所有するものであり、売主はその権利、権原、利益を取得または主張したり、POの履行以外の目的でそのような商標を使用したりしないものとする。

**9.コンプライアンス/輸出管理/税関テロ対策:** 売主は、テロリスト、テロ組織、その他の犯罪組織、反体制組織と、直接的または間接的な商業的またはその他の関係を維持しないことを保証する。特に、適切な細則的措置を採用することにより、売主は、適用される禁輸命令、サプライヤー関係の文脈で適用される欧州の反テロリズムおよび反犯罪規制、ならびにその事業運営の文脈で対応する米国およびその他の適用規定の実施を、特に適切なソフトウェアシステムを通じて、独自に確保するものとする。製品の納入: 売主は、適用されるすべての輸入および輸出管理法および/または規制(英国、EU、米国、および本製品または技術が供給される可能性のある、または本製品または技術が出荷される可能性のある他のすべての法域のものを含むがこれらに限定されない)を遵守することに同意する。いかなる場合においても、売主は、制裁の対象となるいかなる国のいかなる団体または個人に対しても輸出または再輸出を行ってはならず、また、適用される輸出法および/または規制に違反して本製品または技術を使用、移転、放出、輸入、輸出または再輸出してはならないものとする。原産地証明: すなわち、売主は、貿易および嗜好の観点から、製品の原産地に関する必要な宣言(サプライヤー宣言または原産地証明書)を速やかに提供しなければならない。また、原産地が変更された場合、速やかに自動的に通知しなければならない。関連する場合、売主は、買主が満足する形で、本商品の原産地に関する情報の証拠を提出するものとする。売主がこの義務に従わない場合、売主はそれによって生じるすべての損失、損害、商業的不利益について責任を負うものとする。

**10.守秘義務:** 売主は、買主の書面による承諾を得ることなく、売主が買主に本製品を供給する契約をした事実を、いかなる方法によっても宣伝または公表しないものとする。売主は、買主またはその代理人から売主に開示された機密性のあるすべての技術的または商業的なノウハウ、仕様、発明、プロセス、イニシアチブ、および売主が入手する可能性のある買主の事業またはその製品に関するその他の機密情報を厳重に保管するものとし、売主は、そのような機密資料の開示を、買主に対する売主の義務を履行する目的で、同じ内容を知る必要がある従業員、代理人、または下請業者に制限し、そのような従業員、代理人、または下請業者が売主を拘束するような守秘義務を負うことを保証するものとする。

**11.健康と安全:** 売主は、買主の敷地内または買主の顧客の敷地内にいる場合、買主の最新版の「エーイーエスシール安全衛生マニュアル」に記載されている買主の方針に従うものとする。

**12.贈収賄および汚職の防止:** 売主、その子会社および関連会社、ならびにそれぞれの取締役、役員、従業員、公認代理人、および売主に関連する、または売主を代表して行動するその他の人物は、以下を遵守するものとする:(a) 贈収賄防止および汚職防止に関連するすべての適用法、法令、規制、および規範(以下「関連要件」)を遵守すること。(b) 2010年贈収賄防止法(または売主が事業を営む司法管轄区における同等の法律)第1条、第2条または第6条の犯罪を構成するような活動または行為に関与しないこと;(c) 買主が随時更新する、買主の贈収賄・汚職防止方針および買主の行動規範(要求に応じて売主にその写しを提供する)(以下「関連方針」)を遵守すること;(d) 本契約の期間中、関連要件、関連ポリシーの遵守を確保するための独自の方針および手順を定め、これを維持し、適切な場合にはこれを実施すること;(e) POの履行に関連して売主が受けた、いかなる種類の不当な金銭的またはその他の便宜の要求または要求を買主に速やかに報告し、外国の公務員が売主の役員または従業員になった場合、または売主の直接的または間接的な利害を取得した場合、直ちに買主に(書面で)通知し

、売主は、本POの日付において、直接的または間接的な所有者、役員または従業員として外国の公務員がいないことを保証する。売主は、本POに関連してサービスを実施または本製品を提供する関連者が、本第12条で売主に課される条件と同等の条件(以下「関連条件」)を当該者に課し、当該者から確保する書面による契約に基づいてのみ行うことを保証するものとする。売主は、そのような人物による関連条件の遵守または履行に責任を負うものとし、そのような人物による関連条件の違反に対して買主に直接責任を負うものとする。売主は、売主が事業を営む司法管轄区で適用されるすべての差別禁止法および規制を遵守することに同意する。

**13.現代の奴隷制度:** 売主は、以下を約束、保証、表明する:(a) 売主およびその役員、従業員、代理人、下請け業者のいずれも、現代奴隷法2015(「MSA 2015」)または売主が事業を行っている同等の司法管轄権に基づく犯罪を犯したことがない、調査を受けていない、または犯罪の原因となる状況を認識していないこと、(b) MSA 2015および買主の現代奴隷に関する声明(そのコピーはwww.aeseeal.comを遵守すること)。(c) また、売主または売主の役員、従業員、代理人、下請け業者が本第13条に基づく義務に違反した、または違反する可能性があることと認識した場合、またはそう考える理由がある場合は、買主に直ちに書面で通知すること。

**14.一般権利放棄:** 買手がPOの違反に際してその権利のすべてまたは一部を主張しなかったとしても、そのような違反またはその後の違反に関して、そのような権利を放棄したとはみなされないものとする。いかなる権利の放棄も、買主が保有する他の権利に及んだり影響を与えたりするものではなく、また、そのような権利放棄は、その後の類似または非類似の違反にも及ぶものではない。譲渡および下請契約: 売主は、買主の書面による事前の同意(かかる同意は、不合理に留保または遅延されないものとする)なしに、POまたはその一部を譲渡、下請け料金、またはその他の方法で取引する権利を有しないものとする。買主は、本POまたはその一部を他の当事者に譲渡することができる。両当事者は、本注文書のいかなる条項も、1999年契約(第三者の権利)法に基づいて当事者以外の者が強制執行できることを意図していない。分離可能性: 理由の如何を問わず、本規約の一部が違法、無効、または執行不能であると判断された場合、当該条項は、問題となっている紛争の目的上、有効、合法、および執行可能とするために必要な最小限の範囲で修正/削除されたものとみなされ、その他の条項はすべて完全な効力を有するものとする。完全合意: 本規約は、本POの主題に関連する買主と売主の間の完全な合意および理解を構成し、それに関連するすべての事前の口頭または書面によるコミュニケーション、表明または合意に優先するものとし、いずれの当事者も、本規約またはPOに明示的に記載されていない表明または陳述(相手方当事者またはその他の人物によるものであるかを問わない)を信頼してPOを締結したものでなく、それに関していかなる救済措置も請じないものとする。不可抗力: 買主は、天災地変、政府の行為、戦争、国家的緊急事態、テロ行為、抗議、暴動、内乱、火災、爆発、洪水、疫病、ロックアウト、ストライキ、その他の労働争議(いずれかの当事者の労働力に関するものであるかを問わない)、運送業者に影響を及ぼす拘束や遅延、十分なまたは適切な資材の供給不能又は遅延等を含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)買主の合理的な支配を超える状況により、買主が事業の遂行を妨げられたり、遅れたりした場合、納品日または支払日を延期したり、注文書を取り消したり、注文された製品の数量を減らしたりする権利を留保する。通知: 本規約に基づき、一方の当事者が他方の当事者に対して行うことが要求される、または許可される通知は、書面により、相手方の当事者の登録事務所または主たる営業所、または相手方の当事者に通知されたその他の住所に宛てて行われるものとします。相殺: 買主は、POに基づき、売主が負う責任または金額を相殺する権利を有するものとする。売主は、売主が買主に支払うべきすべての金額を、法律で要求される場合を除き、いかなる種類の相殺、反訴、控除、または留保なしに支払うものとする。パートナーシップの不存在: 両当事者は独立した人物であり、パートナー、代表者と代理人、雇用者と被雇用者ではなく、本規約は、両当事者の間に、本規約で明示的に規定された契約関係以外の、合併事業、信託、受託者、またはその他の関係を確立するものではありません。いずれの当事者も、他方の当事者のために何らかの約束をする権限を有しておらず、また有していることを表明するものでもない。

**15.準拠法および紛争:** 本POは、法の選択規定を除き、本POを発行する買主の施設が所在する司法管轄区(以下「現地法」)の法律に従って解釈されるものとする。売主と買主は、1980年の国際物品売買契約に関する国連条約およびその後継法を本POから除外することに明示的に同意するものとする。POまたは本規約に起因または関連するすべての紛争は、その時点で有効な国際商業会議所の仲裁規則に基づき、本規約に基づく注文を受理する買主の施設が所在する国において、同規則に従って任命された1人または複数の仲裁人による拘束力のある仲裁によって最終的に解決されるものとする。

**16.言語と翻訳:** 英語を本POの法定言語とし、すべての当事者は、他の言語、翻訳、または解釈を使用および/または依拠する権利を放棄する

。両当事者は、矛盾や解釈に争いがある場合は、英語版が優先されることに特に同意する。

**www.aesseal.com** : すべてのAESSEALブランド企業向けのワールドワイド購買条件の最新版は、当社ウェブサイトをご覧ください。

バージョン 07/2021